

【アスベスト（石綿）健康被害救済制度の詳細】

（令和6年3月1日時点）

■対象者

アスベスト（石綿）による健康被害で救済給付の対象となる次の「指定疾病」に罹患している方（労災の対象となる方は除かれます）とそのご遺族です。

- ① 中皮腫
- ② 肺がん
- ③ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
- ④ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

■救済給付の種類

指定疾病で療養中の方については、医療費や療養手当の給付が受けられ、指定疾病で療養中の方が救済制度で認定された後にお亡くなりになった場合には、葬祭料や未支給の医療費などの給付を受けることができます。

■利用方法

申請窓口（独立行政法人環境再生保全機構、保健所など）に申請を行い、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった者またはかかって死亡した者の遺族である旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受けます。

■申請時期

肺がん（原発性）や中皮腫等の健康被害が生じ、原因がアスベストである可能性があるとき

■よくある質問（Q&A）

Q1：中皮腫と診断されましたが、どこでアスベストを扱ったかわからない場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか？

A1：受けられる可能性があります。アスベストを取り扱った場所がよくわからない場合でも、最寄の労働基準監督署に御相談ください。監督署において、詳しい聞き取りや必要な調査を行います。その結果、仕事が中皮腫の原因であると認められれば、労災認定が受けられます。

Q2：家族が肺がんで亡くなったのですが、アスベストが原因と思わずに、労災の申請をせず、5年以上経過してしまいました。何らかの救済は受けられますか？

A2：受けられる可能性があります。令和4年6月に石綿健康被害救済法が改正され、石綿によって健康被害を受けた方々への救済が充実されました。これにより、遺族の方に支給される特別遺族給付金については、「令和8年3月26日までに亡くなった労働者等の遺族」に支給対象が拡大されています。

参考：独立行政法人環境再生保全機構ホームページ